

新規上場銘柄の初値の決定方法等に関する特例措置の導入に伴う
業務規程等の一部改正について

平成 22 年 2 月 24 日
株式会社東京証券取引所

当取引所は、業務規程等の一部改正を行い、平成 22 年 3 月 1 日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、組織変更による株式会社化を伴い、かつ、株主数が著しく多大である銘柄の新規上場について、投資者間で大きな情報格差が生じることを回避するなどの観点から、大量の需給を一括集中して均衡点を求める措置として、当取引所が定める一時点において初値を決定し、その時点で売買立会を終了するよう、初値の決定方法等に関する特例措置を導入することとし、業務規程等の一部改正を行うものです。

改正等の概要は以下のとおりです。

I. 概要

(備 考)

1. 初値の決定方法等に関する特例措置の対象銘柄

- 初値の決定方法等に関する特例措置の対象は、株主数が上場時に 50 万人以上となる見込みがあり、かつ、保険業法に基づく相互会社から株式会社への組織変更を伴う直接上場銘柄のうち、取引所が必要と認める銘柄とします。

- ・業務規程第 2 条第 1 項
第 2 号等

2. 特例措置における初値の決定方法等

(1) 売買立会時

- 午前立会は行わず、午後立会は、午後 0 時 30 分から 3 時までの間において当取引所があらかじめ定める時刻に行います。

- ・業務規程第 2 条第 1 項
第 2 号

(2) 初値の決定方法

- 売買立会時刻にいわゆる板寄せ方式で初値（約定が成立しない場合には特別気配表示値段等）を決定し、直ちに売買立会を終了します。

- ・業務規程第 12 条第 4 項等

(3) 特別気配の表示

- 売買立会終了時に売買が成立しない場合にのみ特別気配の表示を行います。

- ・呼値に関する規則第 10 条第 4 項

(4) 呼値の制限値幅の適用

- 呼値の制限値幅を設けることとし、上限を基準値段に 100 分の 130 を乗じて算出した値幅とし、下限を基準値段に

- ・呼値の制限値幅に関する規則第 2 条第 3 項

100分の25を乗じて算出した値幅とします。

- 新規上場日の呼値の制限値幅の基準値段は発行価格又は売出価格とし、新規上場日に初値が決定しなかった場合には、翌日以降の基準値段は前日の当該銘柄の最終特別気配値段（前日に最終特別気配値段がない場合には前日の当該銘柄の基準値段）とします。
- なお、制限値段におけるストップ配分は行いません。

等

3. その他

- その他所要の改正を行います。

II. 施行日

平成22年3月1日から施行します。

以上